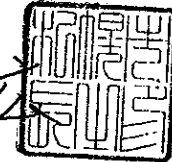


札幌市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月 16 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 65 号

札幌市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

札幌市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
様式2 (略)	様式2 (略)

改正前	改正後
(2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略） 様式 1 5 （略） (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略） 様式 2 2 （略） (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略）	(2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略） 様式 1 5 （略） (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略） 様式 2 2 （略） (2) 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） （略）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際改正前の様式 2、様式 1 5 及び様式 2 2 の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。